

学校いじめ防止基本方針

0. はじめに

この Document は、平成 25 年（2013 年）9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校で発行している「教育相談の活用」を基盤とし、追加を検討し「学校いじめ防止基本方針」として策定したものである。

いじめは、被害生徒はもちろん、その集団にいる周りの生徒、又、加害生徒の健全な成長も阻害する。そのため、教職員や保護者、地域、関連機関との連携、そして、生徒を含めた学校教育全体でのいじめに対する取組が必要になる。

他の生徒指導同様に、いじめに対して本校では毅然とした態度で対応し、早期発見・早期対応を目指しているが、いじめの解消をするだけでなく、今までも取り組んできたように、一歩進んで『未然防止』＝「いじめを発生させない取組」に重きを置き、日々の教育活動を進めていきたいと考えている。

本校には「柏丘憲章」がある。憲章の実践を意識して、学校全体で進めていくことは、いじめの未然防止につながる取組であると思っている。

柏丘憲章

- 1 わたしたちは、生命を大切にします。
- 2 わたしたちは、みな平等です。
- 3 わたしたちは、人の心を尊重します。
- 4 わたしたちは、それぞれに自分らしさをのびします。

又、法律に示されていなくても「いじめは絶対に許さない」という意識を持って本校では日々の教育活動を進めているが、その取組が同法とどう関連しているのか、参考として、「いじめ防止対策推進法（2013 年）」の原文及び同法に関わる内容（「教育基本法」、「学校教育法」、「学習指導要領」、「国立教育政策研究所資料内容」など）を記述する。

【いじめ防止対策推進法：第 1 条】（目的）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

【いじめ防止対策推進法：第 2 条】（定義）

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

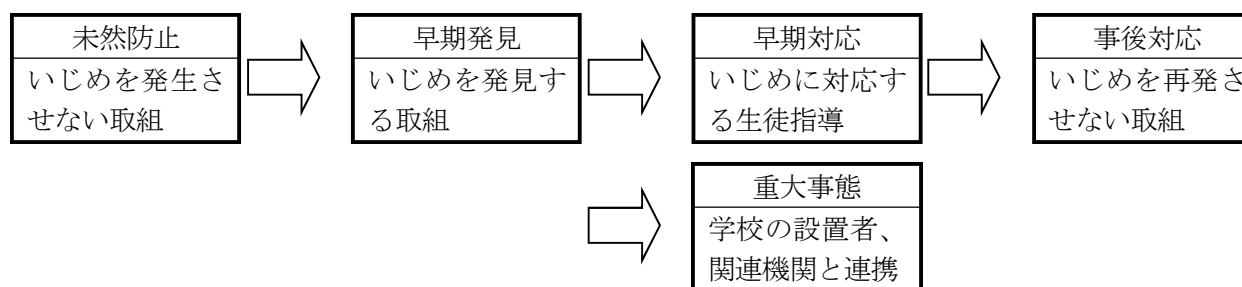
本校のいじめ防止等のための対策に関する基本方針は、以下の通りである。

生徒の様子がおかしいと思った時は、まず行動する。

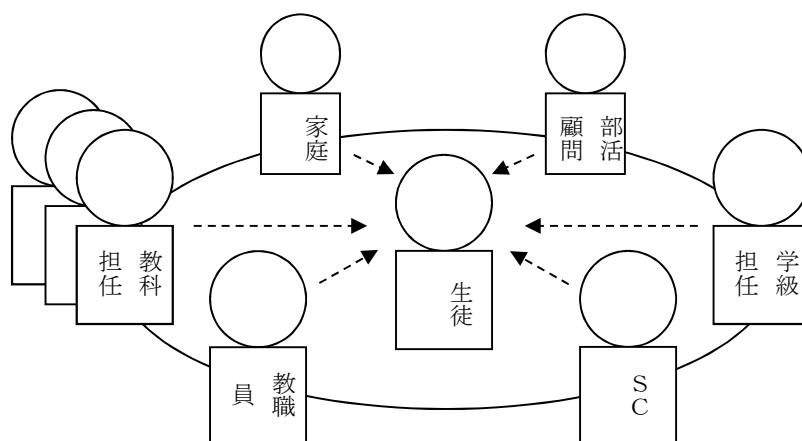
これは、本校では日々の教育活動の中で実践しているものである。いじめに関しては、他の生徒指導や教育相談同様、教職員の「気付き」が重要である。教職員が積極的に生徒の様子を見て（目をかける）、変化を感じて（気にかける）、話をする（声をかける）ことで、生徒を見守ることを目指している。そして「生徒の視野に常に教職員が入っている」ことを続けて、**学校生活が生徒にとって安心できるものとし、生徒からも自然な形で相談できる機会をつくる**ことを目指していく。

このことは、いじめの被害生徒だけではなく、**全ての生徒に対し**実践していることであるし、行なっていくことである。授業、当番活動、休憩時間、放課後、部活、行事など、教育活動のあらゆる場面で、この日々の取組の上に、**さらに意識を高め、精度を上げて**取り組むことを実施していきたいと考える。

尚、日々の教育活動でいじめに対する取組を整理すると以下ようになる。



一人の教職員の「気付き」や「発見」は、とても重要である。しかし、視野は一方向からとなってしまう、気付かない部分がある場合も考えられる。そこで、複数の教職員や家庭・地域が連携や交流をし、生徒の様子や変化を多角的にとらえ、複数の情報から多くの仮説を導き、いじめに対する意識を高め、判断の精度を上げ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を進めていく。



【いじめ防止対策推進法：第8条】（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの**防止及び早期発見**に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに**対処する**責務を有する。

【いじめ防止対策推進法：第13条】（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実状に応じ、**当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める**ものとする。

2. いじめの未然防止

いじめは「いじめる側」があるから発生すると考える。そのため、「被害側」に焦点を当て徹底的に守ることはもちろん、「加害側」の行為を指導することと同時に、加害側の内面にも目を向けることが教育上必要であると考え。いじめ発生要因の解消も、被害側を守ることと並行して取り組まなければならないと思われる。つまり、「普段からの声かけ」はあらゆる場面で、全ての生徒を対象とし、未然防止を進めていきたい。

又、生徒に声をかける場面は、学校の全ての教育活動の場面において必要であると考えている。

授業中に発言した時や意欲を見せた時、休み時間や当番活動、部活、行事などあらゆる場面で**認めていく声かけを実践**していく。これも、日頃から自然と行なっているものであるが、それを意識して実施していく。

これにより、「**規律**」「**意欲**」「**自己有用感**」を生徒達に実感させることにつなげる。このことから、他者への攻撃ではなく、自己の向上へと意識を向わせ、生徒間の自己有用感を大切にし、**自己指導力**（忍耐力、活動性、創造性、問題解決能力など）の育成を目指していく。

【教育基本法：第6条】（学校教育）

- 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で**必要な規律を重んずる**とともに、自ら進んで学習に取り組む**意欲を高める**ことを重視して行われなければならない。

【学習指導要領：第1章第4の2(3)】(生徒指導の充実)

教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

自己有用感＝相手から認められていると感じること、つまり、一人一人の生徒が活躍できる場をつくる。自己有用感が高まると、人への攻撃が減少する可能性が高くなる。

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官 藤平 敦 氏 助言・参考

いじめの加害側が思う「こうしたい」という要求である支配欲が他者に向くといじめにつながる。しかし、「こうしたい」という要求が自分に向くと、それは向上心になる。

北海道教育大学 准教授 平野 直己 氏 助言・参考

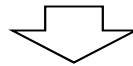
又、学校における全生徒が危険を感じない安心した学校生活を送ることができる環境を全教職員が構築することを目指し、その上で、生徒達がつながりを実感できる環境を整備することを目指していく。

居場所づくり

教職員が、学級や学年、学校を生徒の居場所になるようにしていく。

様々な危険から生徒を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要です。そのためには、授業の見直し、生活状況の見直しが必要になる。

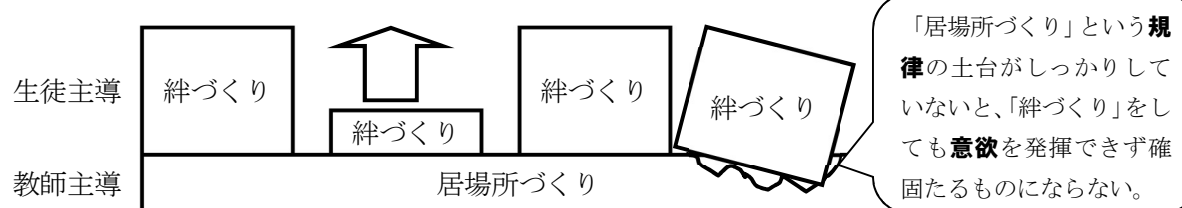
単に「居心地をよくする」ということではない。「生徒が困らないようにする」ための居場所づくりと考える。



絆づくり

生徒達が、自ら主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできること。生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」である。絆づくりを行うのはあくまでも生徒(同士)になる。教職員が直接に絆づくりに関与すること、生徒間の自己有用感を与えることは、あまり効果はない。ただ、そのために場づくりはできるし、必要である。全ての生徒が活躍できる「場面を準備する」ことが教職員の役割となる。

絆づくりは、教職員がしっかり「居場所づくり」をしている前提



【いじめ防止対策推進法：第3条】(基本理念)

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、**児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう**、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

【北海道いじめの防止等に関する条例：第3条】(基本理念)

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、**いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち**、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

【中学校学習指導要領解説 総則編 生徒指導の充実 第1章第4の2(3)】

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。(中略) 生徒理解の深化とともに、教師と生徒の信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教師と生徒の信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度などを通じて形成されていくものである。(以降略)

授業中の「居場所づくり」と「絆づくり」を考えた場合、生徒指導提要に記述されている「自己指導力の育成」「自己選択や自己決定」を生かすことを取り入れると、次のようになる。

生徒指導の3機能	内容	授業での留意点
自己決定の場を与える	自分で選択し、決定して実行する	(例)生徒自身が課題を見つけ、考え、判断し、表現できるようにする
自己有用感を与える	自分は価値ある存在であることを実感する	(例)一人一人の生徒の発言や発表の機会を与えるようにする
共感的人間関係を育む	ありのままに自分を表現し、理解し合える人間関係	(例)生徒同士が学び合う機会をつくる

この時、上手くいかなかった場合でも、真摯に受け止め努力することや周りの人に及ぼす影響、反応なども同時に考慮しようとする姿勢も大切になる。

日々、取り組んでいる授業で意識して実践することを目指していく。

(国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官 藤平 敦 氏)

さらに、「いじめは絶対に許されない」ということを生徒達に伝えていく必要がある。いじめについて伝える場面は、道徳の時間、特別活動の時間で深く理解させることはもちろん、各教科の授業、朝・帰りの会や日常生活など、学校教育全体で「生徒の様子がおかしいと思った時」に関わった生徒だけではなく、集団にも気付かせ指導することが必要である。自分の言動が、自分及び他者(集団)にどう影響するのかを教育活動の中で教えていくことが必要である。

又、いじめは物理的なものだけではないことも理解させることが必要である。ソーシャルメディアがそれに当たり、心理的に心身の苦痛を感じるものとして使用方法に注意することを理解させる。しかし、SNS(Social Networking Service: LINE、Twitter など)などは教職員が事実を把握することが難しい場面が生じることもあり、規範意識の向上や日頃からの生徒からの情報把握に一層努めなければならない。

いじめの具体的事例

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・すれ違う時に大げさによける、机を離す、発言するとおかしくないのに笑う
- ・金品をたかられる
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

【いじめ防止対策推進法：第4条】(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法：第15条】(学校におけるいじめの防止)

- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、**児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うこと**がいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

【いじめ防止対策推進法：第 19 条】（インターネットを通じて行われるいじめに対する政策の推進）

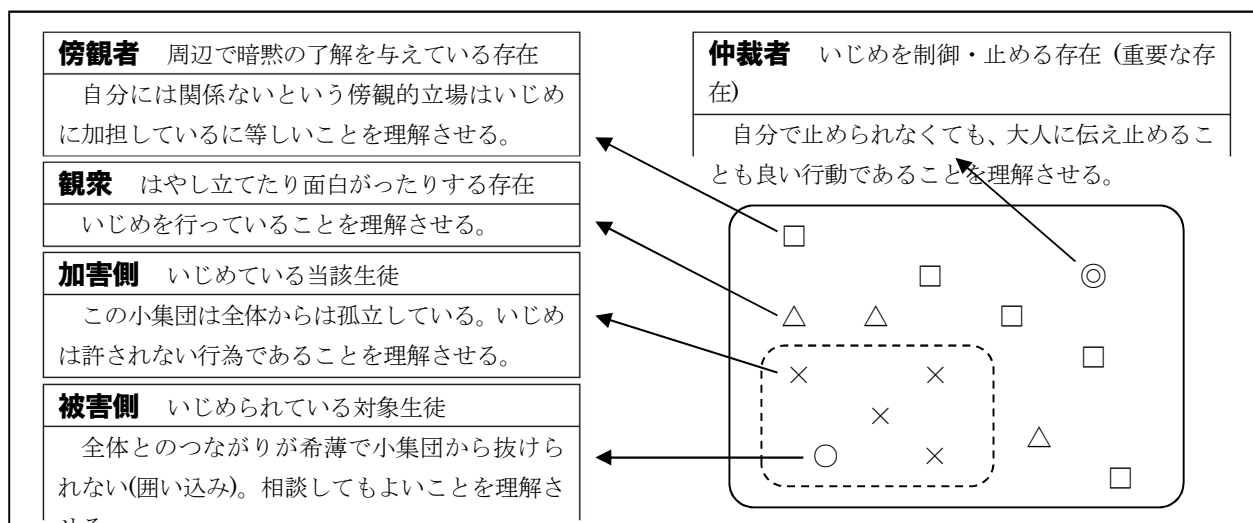
- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

①：生徒達の規範意識を向上させる

日々の教育活動で、生徒間で自己有用感が高まるような意識・行動ができるように実践していく。

又、全ての生徒がいじめに関わる可能性があると考え、被害側、加害側になりうる場合の対応だけではなく、いじめが発生した、若しくは、いじめに切り替わる場面（＝「いじめの芽」）に周りにいる生徒達の正義感が有効に働くように教育活動を行う。

例えば、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校（学級）でも起こりうる」という意識を教職員だけではなく、生徒達が集団の一員としての自覚や態度を持ち、学校全体で取り組むことを意識させる。下図は、集団内で発生するいじめの構図である。



『周りの生徒の規範行動』が教師の見えない所ではとても大切

全ての教育活動で伝えていく。「生徒間の相互的なサポート体制構築」（ピア・サポート）。

教師側からの規範意識の浸透行動が必要＝安心して生活できる『居場所づくり』

いじめを起こさせない、いじめは絶対に許さないなどの指導的な「規律意識」の育成・浸透
→見たら、聞いたら、教職員（大人）に伝えることが良いことである雰囲気をつくり出す

生徒間でのサポート体制、規範意識が必要＝相互の助け合い、止める力の育成等『絆づくり』

いじめを見逃さない、許されないなどの正義感（道徳観）の高揚からの「規範意識」の浸透

→いじめをしている加害生徒に気付かせることがその人のためになる雰囲気をつくり出す
→気付かされた加害生徒が「まずかった」という意識を持たせる伝え方などが必要
→加害生徒の孤立ではなく、加害生徒も含めた問題解決への取組

→いじめられている被害生徒を孤立させない雰囲気をつくり出す
→加害生徒と被害生徒の間を取り持つ存在
→加害生徒の行為を止める存在
→被害生徒と話しやすい環境の設定

【いじめ防止対策推進法に対する附帯決議：平成 25 年 6 月 20 日 参議院文部科学委員会】

- 3 本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意すること。

②：教職員の意識向上と協力体制

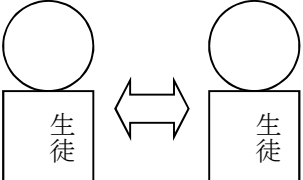
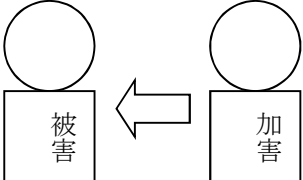
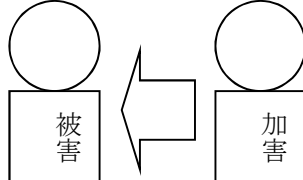
いじめの未然防止について生徒に焦点を当て記述してきたが、我々教職員も今までいじめの未然防止に関して取り組んできたことを振り返り、常に生徒の状況の変化を見守り、さらに情報交流や指導体制の見直しを図り、更なる向上に努めていく。

このことは、教職員側からの呼びかけだけではなく、生徒達の活動からいじめの未然防止に関わる取組のサポートをすることも含む。又、対象指導を行なった後も問題が収束したとせず、経過を見守り、再発防止に努めていく。以下に、いじめの発生過程を記述する。

①標的を決める	標的は誰でもよい	この段階ならまだ止められる (そのため、早期発見が必要)
②宣伝する	周りに同意を得る (正当化)	
③孤立させる	相談させる気力を奪う	集団内の教職員が気付いていない場合もある (複数で対応する)
④無力化であることを思わせる	何をしても無駄だと思わせる	
⑤透明化する・主体性の喪失	加害側が主導権を持つ	深刻であり、関連機関に連絡する

(北海道教育大学 准教授 平野 直己 氏 助言・参考)

又、生徒間でいじめに切り替わる場面 (= 「いじめの芽」) は、次のような過程となる。

		
遊び	人間関係の変化	決定的強弱関係
①役割が変わる	②役割交代の消滅 (1 対多数)	③恐怖・無力化・透明化

いじめが発生する集団内で、被害生徒だけではなく、傍観者 (いじめを止めたくても止められない) の生徒や関係する保護者も心を痛めている場合が多い。

いじめが発生している集団内には、教職員も含まれている。一方向から見ていた場合には、いじめにより孤立している様子がわからない場合がある。そのため、複数の教職員での情報交流や判断などが必要になる。特に今までの事例から「被害側」と「加害側」が入れ替わる場合もあるので注意したい。

加害生徒のいじめを即時に止めることはもちろんだが、観衆の生徒が興味を持たなくなると、いじめはなくなっていく (宣伝しているが、正当化する賛同を得られないので、加害生徒の方が孤立していく)。

このようなことを共通理解し、さらに意識していじめの未然防止に取り組んでいく。

まず、「いじめ」という行為について、**教職員全員**が正しく理解することの必要性については、繰り返すまでもないことでしょう。しかし、あえて何度も繰り返すのは、たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねないからです。又、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童生徒に受け止められ、加害側の行為をエスカレートさせたり、被害側に教職員に相談することをためらわせたりしかねないからです。全ての教職員が正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向えるようになることが重要です。

(文部科学省：国立教育政策研究所 (平成 24 年 9 月))

そのためにも、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめの解消、いじめの過程理解、家庭との協力体制などの研修を生徒指導部が企画・運営し、管理職の助言を持って実施する。

【いじめ防止対策推進法：第 18 条】 (いじめの防止等のための政策に従事する人材の確保及び資質の向上)

2 学校の設置者及びその設置する学校は、**当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。**

【いじめ防止対策推進法に対する附帯決議：平成 25 年 6 月 19 日 衆議院文部科学委員会】

2 **教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。**

③：保護者との協力体制

いじめに関わる要因として、家庭での対応も含まれる。これは、被害側だけではなく、加害側にも重要なことであり、そのため、日頃から家庭との協力体制も強固なものとしておくことが大切である。

いじめが発生した時に保護者と協力体制を築くのではなく、普段からいじめに関わる意識の共有や、保護者からの情報を得られる体制を作り、いじめに対しての情報提供や協力を得られるようにしておく。そのためにも、いじめに対する啓発活動の機会を学校側から家庭へと発信していく。いじめの対応は、学校だけでは対応が難しい面（インターネットの場合などは、スマートフォンなどの使い方、契約様態などの部分でも協力を必要とする）があり、家庭も含んだ対応が必要になる。

【いじめ防止対策推進法：第9条】（保護者の責務等）

- 1 **保護者**は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、**規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努める**ものとする。
- 3 **保護者**は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講じる**いじめの防止等のための措置に協力するよう努める**ものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重させるべきことに変更を加えるものとして解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

3. いじめを早期発見する活動

他の生徒指導同様、いじめの場合も初期対応がとても重要である。

日々の教育活動において、いじめを早期発見し、いじめを解消することに努めていく。そのため、日頃から実践している、あらゆる場面で**生徒の近くにて、生徒観察・情報把握に努める**ことを続けていく。

又、定期的な「悩み・いじめアンケート」の実施（年3回：長期休業明け。第1回＝GW明け、第2回＝夏休み明け、第3回＝冬休み明け）を継続して行い、アンケートの結果を受け、教育相談期間（週間、月間）を設け、教育相談を実施しているが、**日常においても必要と判断した時は教育相談を実施**する。

この際、生徒観察やアンケートから読み取れる内容や気になった内容は、学年全体や教科担任、部活顧問、生徒指導部、並びに、いじめ検討委員会の担当者など、学校の全教職員が確実に情報及び対応や対応後の経過を共有していく。そして、学校全体で解消することに取り組む。

尚、アンケートの実施時期については、今まで「被害生徒」に焦点を当て、適切な時期を設定していたが、今までの生徒指導事例の解析からは「行事の後」「テストの後」にも生徒達の不安定な要素が発生している。いじめが発生する要因として「**ストレスを抱えた生徒が加害側となる**」ことを考えると先述した時期に当てはまるように思える。

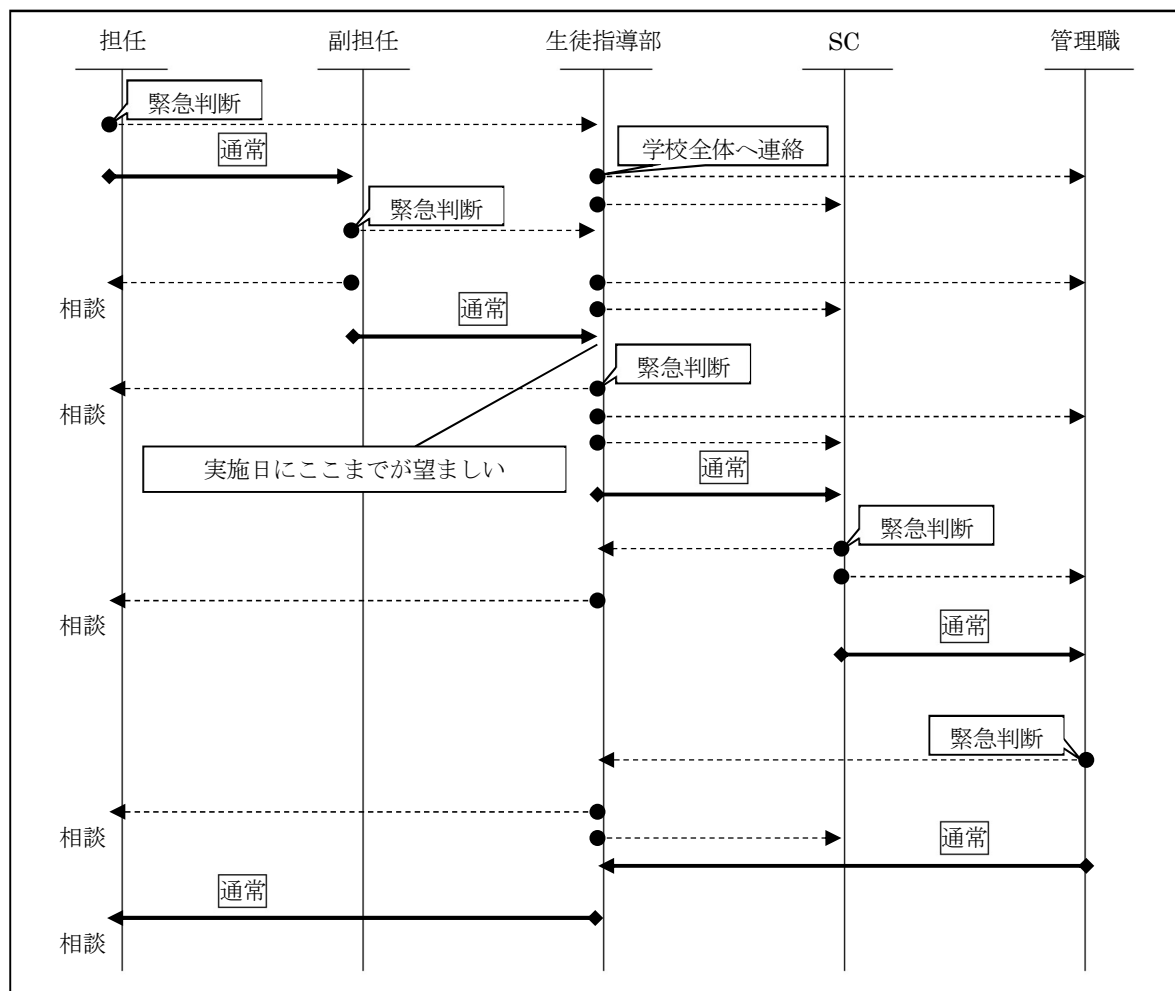
悩み・いじめアンケートの記述に関する見逃しやすい箇所に関しては下表に示す。詳細に関しては「教育相談の活用」参照。

アンケートで見逃しやすい箇所	教育相談時に確かめてほしいこと
① ある質問内容の部分だけが「空白」になっている	「いじめの目撃」で何も書いていないことは良いことだが、これが、学級の多くの生徒に当てはまる場合、いじめが存在しているのに関わりたくないという意識が働き、何も記述しないことも考えられる。
② 記述の字の煩雑さが目立つ	文字をしっかりと書けない生徒は、その資質からかもしれませんが、文字を認識していない場合も考えられます。質問の理解をしていない場合も考えられます。
③ 記述したことを消している（「ない」と書き直している）	記述を消したことについて、単なる書き間違いであればよいのですが、日頃のその生徒の様子や他の質問との関連を見ていく時に「想いを伝えられない」という心理が働いている場合があります。

緊急性と判断した場合には、必ず口頭で伝えることで「判断」と「情報共有」を進めていく。

緊急を有する場合には、即時の教育相談を実施し対応するものとする。一人の教職員の判断により判断するのではなく、関係教職員で情報の共有や判断により、仮説を立て、対応していくようにする。

「悩み・いじめアンケートの確認の流れ」を以下に記述する。



「悩み・いじめアンケート」に、該当生徒が「いじめられていない」と記述していたが、周りの生徒が「(該当生徒が) いじめられている場面を見た(聞いた)」と記述されていた事例がある。これは、該当生徒が「(心理的に) いじめられているが言い出せない」、「いじめられていると感じていない(わかっていない)」と判断し、当該生徒は「いじめられていない」と記述していると判断している。

この場合、教職員はすぐに声かけや教育相談で確認したが、「いじめられていると感じていない」場合でも、周りへの影響や見えている部分の背景も含めて教育相談することが必要になる。周りの生徒が行なわれている行為に対し危険(嫌悪/不正義)だと判断している場合も考えられる。

但し、行為の起こった時の当該生徒本人や周りの状況などを客観的に確認することを排除しているものではない。そのために、情報収集や交流、複数の教職員の判断が必要になる。

【いじめ防止対策推進法：第16条】(いじめの早期発見のための措置)

- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する**定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。**
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員が**いじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。**

【いじめ防止対策推進法：第3条】(基本理念)

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われる**いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため**、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

【いじめ防止対策推進法に対する附帯決議：平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会】

【いじめ防止対策推進法に対する附帯決議：平成25年6月20日 参議院文部科学委員会】

- 1 いじめには多様な態様があることを鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「**心身の苦痛を感じているもの**」との要件が**限定して解釈されることのないよう**に努めること。

4. いじめを把握した場合の早期対応

いじめへの指導が迅速に開始されるために、日頃から学年・学校内で情報の共有が図ることができるように教職員・管理職は努めておく。尚、指導対応に関しては、「**即時の対応**」(＝間を置かず、躊躇せず)を基本とする。又、各自の記録については、日常の生徒指導の時同様とする(付録A参照)。

いじめを把握した場合の指導の基本方針を以下に記述する。

指導の際の基本方針

指導対応

- ・対応は、**一人の教職員で対応すること(抱え込み)は、絶対に行わない。必ず複数対応**とし、学年生徒指導部担当者が当該事例に対する計画・対応者・情報集約・連絡などを進める。
- ・**被害生徒を守り通す**とともに、教育的配慮の下、**毅然とした態度で加害生徒を指導**する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

被害生徒

- ・いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「**あなたが悪いのではない**」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意すること。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応をする。
- ・**家庭訪問等によりその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える**。いじめられている生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、**いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる**。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、**継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う**。

加害生徒

- ・いじめた生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、**すぐにいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる**。
- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、**学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う**。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、**自らの行為の責任を自覚させる**。
- ・**いじめた生徒が抱える問題**など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応をする。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

周りの生徒(集団)

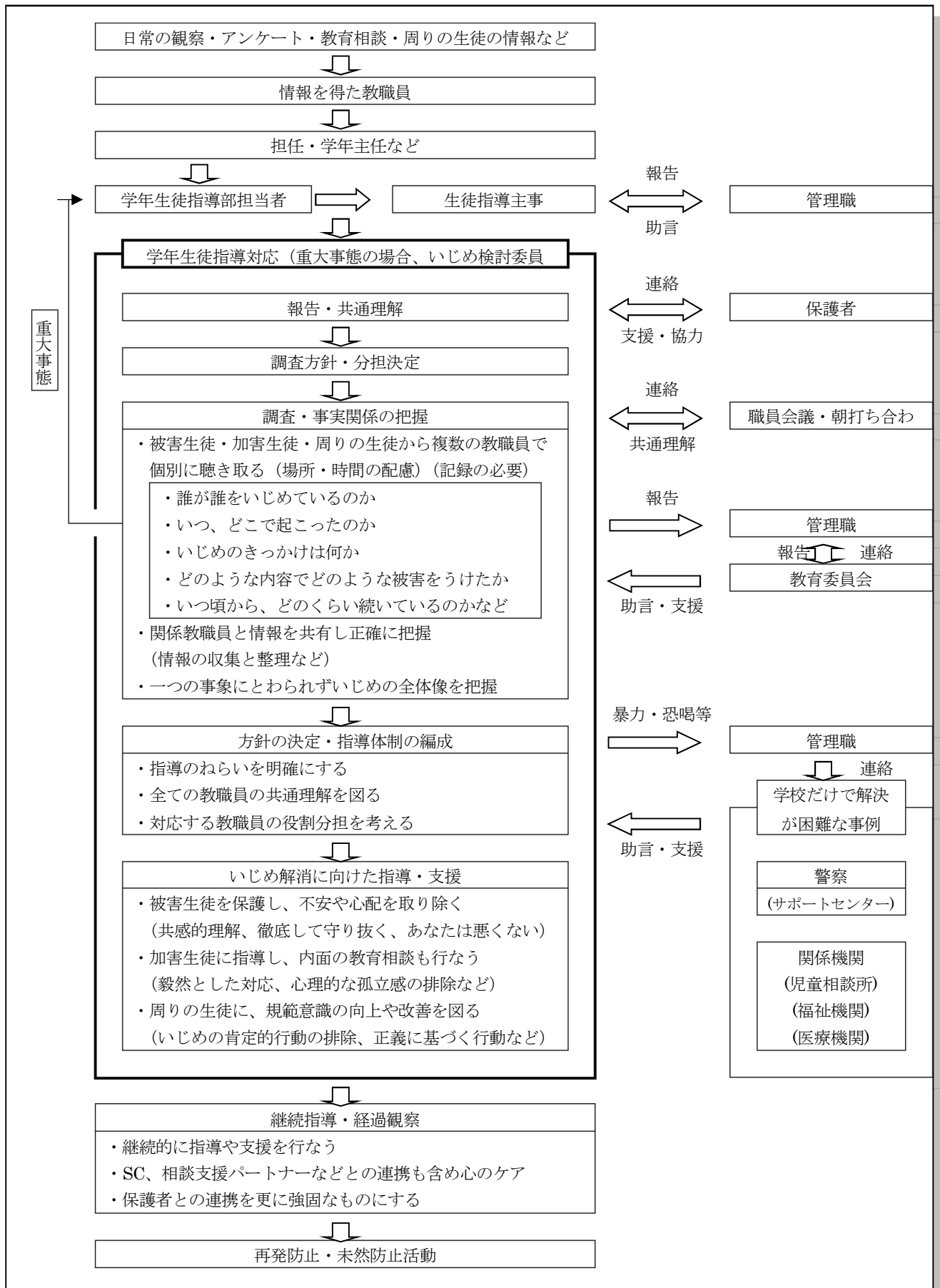
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、**自分の問題として捉えさせる**。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰か(大人)に知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、**それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる**。
- ・学級などで、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

全ての生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

学年生徒指導部担当者は、他の指導同様、学校での生徒指導方針を生徒指導部で検討し、いじめ検討委員会へと進んでいる経緯を踏まえ、学校全体で統一した対応を進めていく。

尚、全ての情報は指導過程の間、当該教職員で共有する。そのため、朝の打ち合わせや職員会議などで学年生徒指導部担当者から全教職員に伝える。



【いじめ防止対策推進法：第 23 条】（いじめに対する措置）

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等から相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係る**いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告する**ものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、**いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う**ものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、**いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる**ものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、**いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる**ものとする。

又、いじめの加害側などの保護者とは、あくまでも「生徒を成長させるために協力を要請する」という姿勢で対応していく。そのため、加害側などの保護者への支援も行なっていく。
以下に、保護者からのいじめの連絡があった場合の支援・協力体制の資料を記述する。

いじめの事実の通知

教職員に知らせてくるとき、被害者の保護者はほとんど怒っていることを覚悟しておいたほうがよい。

正確な状況を把握

保護者からの訴えを受けたら、子ども（生徒）達に事情を聞くなどして集団内で何が起きているのかを把握する。この時の対応が、いじめを悪化させることもあるので慎重に行う。

学校全体で方針を検討

具体的な事実を踏まえた上で、関連機関との連携も含め、学校全体としてどのように対応していくのかを検討する。

保護者と協議

今後、どのような対応をしていくか、保護者と話し合いの場を持つ。対決する姿勢ではなく、保護者の考えを親身になって聞く姿勢が協力体制を築くために重要となる。

被害者をケアし、経過を見守る

いじめを受けた子ども（生徒）が安心して学校に通えるように環境を整えていく。心の傷が深い場合には、関連機関との連携を深めていく。

自己保身

学校や担任の教師の責任を問われては困る、他の保護者にどう説明していけばよいか、面倒なことにならないかなどという思いが前面に出てしまう。

認めない

いじめがあっても気付こうとしなかったり、いじめではないと思い込んだりし、いじめの存在を認めないと、いじめの解決はここで止まる。

改善が見込めない

いじめをしても指導されない、悪いことはしていないという判断により、さらにいじめは悪化し、学校全体での指導体制を実施しても改善されない。

（「友だちをいじめる子どもの心がわかる本」 原田正文氏 参考）

いじめが発生した場合において、情報から得た経緯や今後の対応などもしっかりと説明し、被害側の保護者への支援だけではなく、加害側の保護者への支援も実施していくことが必要である。

被害側の保護者は、不安感があり、また、学校に対する嫌悪感も持つことも考えられる。そのため、今後、安心して登校させることができるよう、**学校側の今後の対応を説明する**ことが必要である。

加害側の保護者は、罪悪感や悲壮感、また様々な感情を持つことが考えられる。そして、重要なことは、家庭状況を知ることである。加害生徒が今後いじめを行わないようにするためには、家庭状況も要因の一つと考え、その**支援を行うこと**も考えていくことが必要である。

【いじめ防止対策推進法：第 19 条】（インターネットを通じて行われるいじめに対する政策の推進）

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、**当該いじめを受けた児童等又はその保護者**は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

【いじめ防止対策推進法に対する附帯決議：平成 25 年 6 月 19 日 衆議院文部科学委員会】

4 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、**必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるように努めること。**

【いじめ防止対策推進法に対する附帯決議：平成 25 年 6 月 20 日 参議院文部科学委員会】

5 いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行う等により、**早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。**

7 いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、**いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。**

5. 重大事態への対応

いじめが深刻化し、重大事態へと推移した場合、学校だけの対応ではなく関係機関との連携を進めていくことになる。この場合、**校長のリーダーシップと適切な決断の下、迅速な対応をしていくことになる。**

まず早急に行わなければならないことは、「被害側のケア」である。暴力を受けている、心理的な不安定がある場合には、安全・安心な状況を確保する措置を講ずることが必要である。同時に、法的措置が必要かの判断も行う必要がある。いじめ検討委員会で管理職の助言・指導を受け、関係機関の協力要請の判断をする。

いじめの指導を行う場合には、重大事態でない場合でも、「**必ず記録**」をする。4. いじめを把握した場合の対応でも記述しているが、事情の聴き取りをする際、担任／各教職員が記録をし、その内容を学年生徒指導部担当者が集約し、報告書をまとめるものとする（付録 A も参照）。

参考に、いじめの行為と刑法の関わりを以下に記述する。

刑法	事例
暴行（刑法第 208 条）	プロレスと称して同級生に殴る、蹴るなどの暴力をふるった。
恐喝（刑法第 249 条）	因縁をつけた上で、現金などを巻き上げた。
傷害（刑法第 204 条）	顔面を強打しケガを負わせた。無視や差別で精神的な傷を負わせる。
強要（刑法第 223 条）	店の物を盗んでこさせる。家の現金を持ち出させた。
窃盗（刑法第 235 条）	カバンなどの所持品を盗んだ。
監禁（刑法第 220 条）	ロッカーやトイレに閉じ込める。
器物損壊（刑法第 261 条）	携帯電話を故意に破損させた。教科書やノートを破いた。
名誉毀損（刑法第 230 条）	悪口を言う。
強制わいせつ（刑法第 176 条）	無理矢理に服を脱がせて裸にした。

【いじめ防止対策推進法：第 23 条】（いじめに対する措置）

6 **学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。**

【いじめ防止対策推進法：第 25 条】（校長及び教員による懲戒）

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合にあって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、**当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。**

【いじめ防止対策推進法：第 26 条】（出席停止制度の適切な運用等）

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合も含む。）の規定に基づき当該児童等の**出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。**

【いじめ防止対策推進法：第 28 条】（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある**と認められるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある**と認められるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る**いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。**
- 3 第 1 項の規定により**学校が調査を行う場合**においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による**情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。**

【いじめ防止対策推進法に対する附帯決議：平成 25 年 6 月 19 日 衆議院文部科学委員会】

- 5 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者から申立てがあったときは、**適切かつ真摯に対応すること。**

【学校教育法：第 11 条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【学校教育法：第 35 条】

- 1 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
 - 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は整備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文章を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

【学校教育法施行規則：第 26 条】

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

第 28 条第 1 項第 2 号の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」という中の「相当の期間」については、不登校の定義（文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、**年間 30 日を目安**とする。但し、**生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。**

（いじめの防止等のための基本的な方針：平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）

6. いじめ検討委員会の役割

本校にいじめ防止などの対策のための組織を置く。本校では「**いじめ検討委員会**」という名称で示す。

いじめ検討委員会は、いじめの防止などの中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的・多角的に対応できるような体制とする。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことや多角的な判断が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、学年や生徒指導部、そして、いじめ検討委員会と情報の共有をし、相談して判断や指導を進めていく。加えて、複数の教職員が個別に得た情報の集約を生徒指導部担当者が中心となり情報の共有化を図る。

又、今まで通り、いじめ検討委員会と生徒指導部（生徒指導）、そして、全教職員の連携を進めていく。

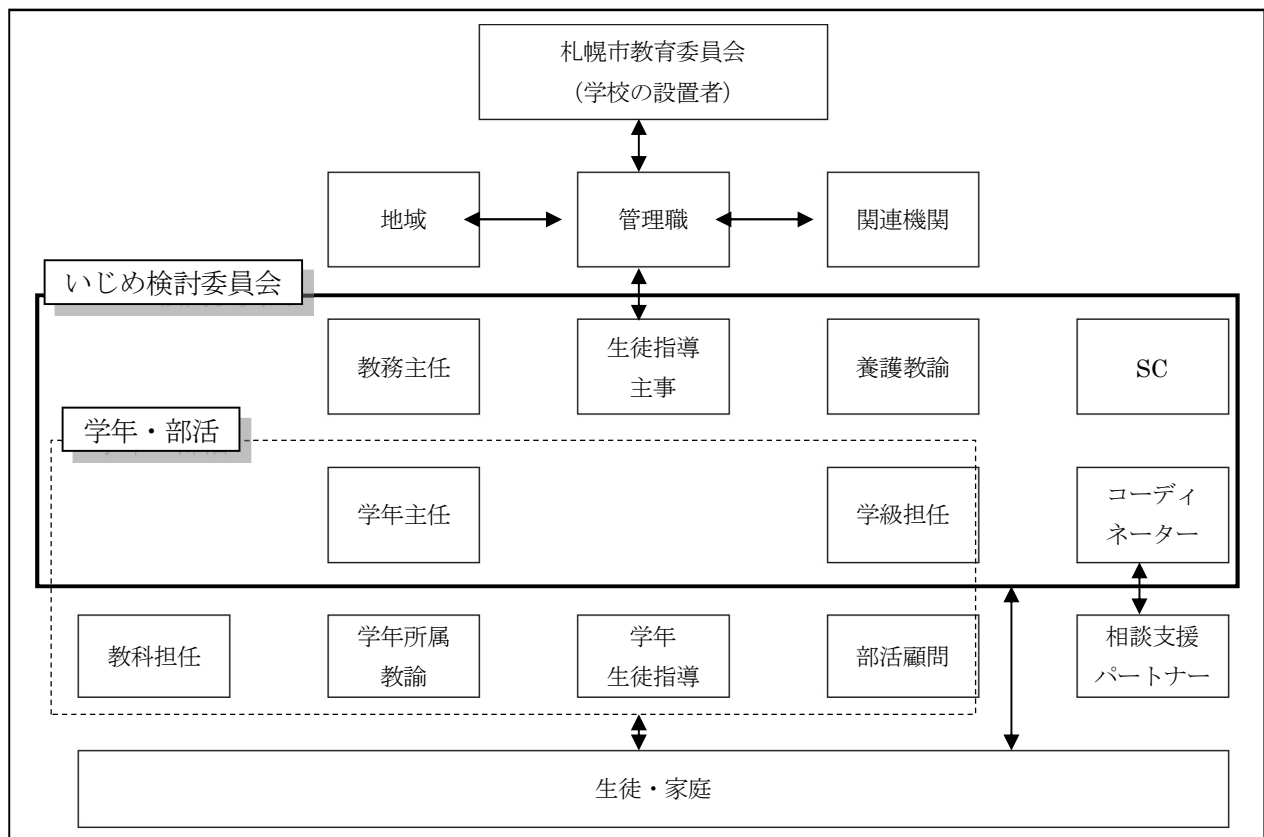
いじめの重大事態が発生した場合にはいじめ検討委員会を中心として、管理職の助言や指導の下、学校全体で対応する。又、日々の学校生活において、いじめを起こさせない取組やいじめの発見、いじめの解消など、生徒指導に関わる推進計画の作成などに関しては、いじめ検討委員会につながる生徒指導組織として、生徒指導に関わる校務である「生徒指導部」を設定する。

生徒指導部は、日々の生徒指導情報、生徒情報の集約及び通知、「悩み・いじめアンケート」の内容・解析・実施時期の設定、教育相談の効果的な進め方及び実施時期、並びにいじめに係る研修の設定（生徒指導研修会）を計画し、検討して教職員に通知する業務を行っていることに由来する。

又、いじめと判断された場合／いじめの把握をした場合の生徒指導対応については、生徒指導部担当者が中心となり、学年教職員及び関係教職員と協力し、いじめの解消を目指すものとする。

（「いじめの防止等のための基本的な方針：平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定」 参考）

以下に、いじめ検討委員会の組織を記述する。尚、流れは学年・部活→いじめ検討委員会とする。



【いじめ防止対策推進法：第 22 条】（学校におけるいじめの防止等の政策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される**いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。**

7. 年間計画及び学校いじめ防止対策全体計画

いじめに関わる取組は、生徒指導部から年度当初に発行している生徒指導年間計画の中にいじめに関わる部分も表記している。いじめだけに焦点を当てるのではなく、いじめにつながる可能性がある生徒指導全体の中で扱うこととする。

又、年度毎に教育活動の反省や評価が行われることを考慮し、学校いじめ防止対策全体計画については付録 B に添付するものとする。

尚、今年度の実践を踏まえ、毎年度 PDCA サイクルによる組織及び運営の見直しをし、次年度につなげていく。又、学校以外の変化にも対応していく。

【いじめ防止対策推進法：第 34 条】（学校評価における留意事項）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

そして、家庭や地域との連携を目指し、PTA や青少年健全育成会などで協力体制を推進する。更に、生徒指導部、いじめ検討委員会だけではなく、他校務との連携や協働も重視して進めていく。

【いじめ防止対策推進法：第 15 条】（学校におけるいじめの防止）

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が**自主的に行うものに対する支援**、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための**啓発**その他必要な措置を講ずるものとする。

8. さいごに

いじめ防止対策推進法が施行され、その法律の第 13 条に基づき、学校いじめ防止基本方針の策定を進めてきましたが、法律がなくとも「いじめは絶対に許されるものではない」と思っています。これは、全教職員も同じ考えだと思います。

そして、本校における日々の教育活動での多くの取組が、既にいじめ防止対策推進法に記述されている内容に対応していることも、この Document を作成している間に思っていたことです。

ただ、現状に甘んじることなく、更なる意識向上や共通理解を深め、適時見直しを図ることは大切だと思います。

統計では、被害経験でも加害経験でも、小学 4 年生から中学 3 年生までの 6 年間で、9 割程度の児童生徒がいじめに何らかの形で関わっていることが明らかになっています（国立教育政策研究所：「いじめ追跡調査 2010-2012」2013 年）。これを考えると「いじめはどの子どもにも、どの学校（学級）でも、起こりうる」という意識を持って、常に未然防止、早期発見に努めなければならないと改めて実感しています。

又、この Document では「いじめ」に焦点を当てていますが、不登校や虐待、学校における諸問題の根底は同じように思えます。これらの根底にあるもの＝「生徒の困り感」、さらに「保護者の困り感」の解消が解決につながると思っています（「教育相談の活用」参照）。

そして、いじめ防止対策推進法の附則に下記の内容が示されています。いじめだけではないですが、常に変化に対応していくことが求められていくと思います。生徒達の健全な成長を目指し、学校全体で、今一度この機会にいじめ、そして、他の事例についても見直すことが求められていると思います。

【いじめ防止対策推進法：附則 第 2 条】（検討）

いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

日頃から小さなことも見逃さず、規律のある中にも生徒達の健全な成長を促し、教職員間で情報を共有し、即時の行動を取り、生徒指導事例が何もなかったら、**それが一番良いことだと思います。**

付録A いじめ把握時の生徒からの確認事項

どのような用紙でもよいので、事実を記録しておくことを実施してください。その際に、どのような情報を生徒から聞くのかを以下に記述します。

タイミングは「初期段階＝指導前」「指導中」です。つまり、いじめを把握した時点で情報の記録をしてください。それは、いじめの指導を行う際に「情報を持って加害生徒と話をする」ためです。「いじめをしていることはわかっている」という状況からの指導を開始することで、いじめていることをごまかす、他人のせいにするなどの発言ができなくなります。

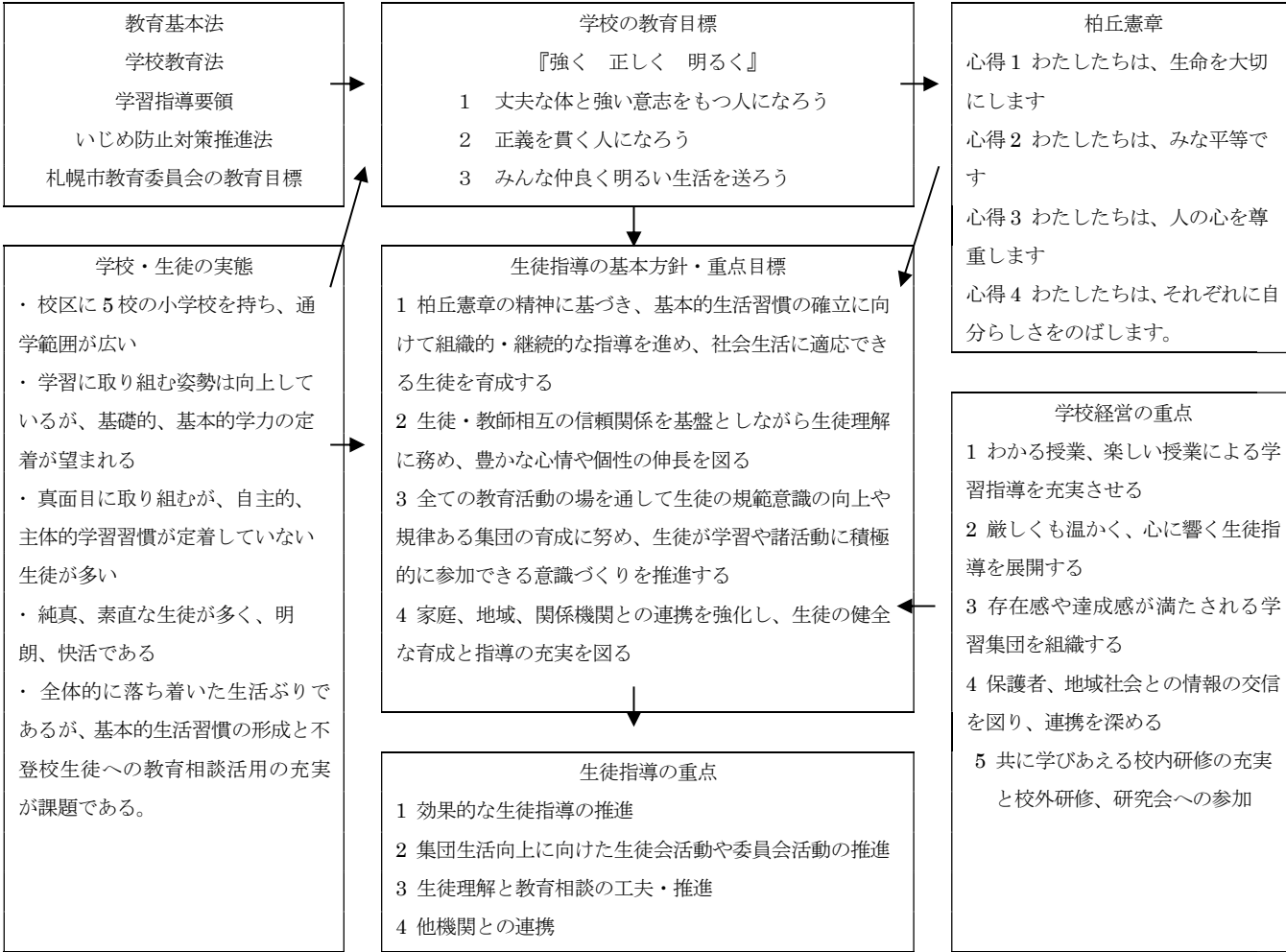
（「福祉先進国スウェーデンのいじめ対策」：高橋たかこ氏 参考）

下表の被害生徒・仲裁生徒からの情報収集した結果を持ち、学年生徒指導部との情報共有を経て、学年、生徒指導主事、管理職に連絡し、加害生徒の生徒指導を行ないます。

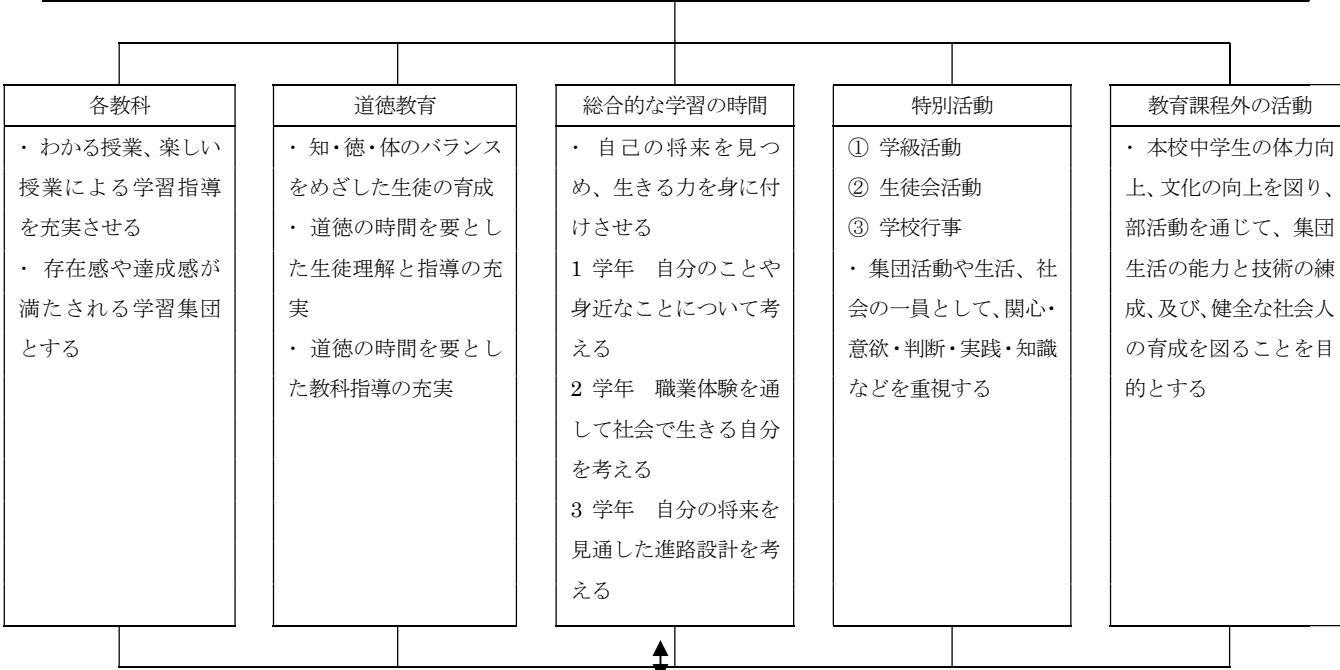
又、このいじめが学年間になっている場合には、把握した時点で、対象学年の生徒指導部、生徒指導主事→管理職に連絡してください。

	被害生徒	仲裁生徒	傍観生徒	加害生徒・観衆
事情聴取時期	指導前／中／後	指導前／中	指導中／後	指導中／後
情報収集	確実な情報源	信頼性の高い情報	被害生徒・仲裁生徒からの情報が少ない時	指導時に聞く
何が起こったか	いじめられた行為を把握する ・具体的な行為 ・スマートフォンなどの場合には持参	いじめられた行為を把握する ・被害生徒が言わない場合はここから情報を得る	いじめられた行為を把握する	この情報を聞くのは、被害生徒・仲裁生徒から情報を得て、指導する段階で全てがわかっている状況で聞く
どのくらいの回数か	被害生徒の情報が一番信頼できる	見ていない回数もあるが情報を聞く	スマートフォンなどの場合には、被害生徒が知らない状況を把握する	いじめ行為を全て覚えていない場合が多い ・但し、回数ではないことを強調したい
いつ頃からか	被害生徒が嫌だと思った時期を把握する	仲裁生徒が最初に見た時期を把握する	スマートフォンなどの場合には、受信した日時等を把握する	いじめ行為を始めた時期を把握する ・この時点でわかっているやっていたことになる
加害生徒の特定 この情報でどの加害生徒にどの教職員が当たるか決定	被害生徒がいじめられたと思った生徒が対象 ・いじめられていたと感じている時点でその生徒は加害生徒、観衆になっている	仲裁生徒がいじめていたと思った生徒が対象 ・気付いていないが行為をしていた生徒もいるため（観衆）	スマートフォンなどの場合には、送受信している内容の把握 ・いじめ行為に加担していなかったかを把握する	他にいじめ行為をしていた生徒がいなかったかを把握する ・観衆には気付かせるために指導する
被害生徒の特定	いじめ行為を他の生徒もされていなかったかを把握する	いじめ行為を他の生徒もされていなかったかを把握する	被害生徒や他の生徒がいじめに気づいていない場合も把握するため	いじめ行為を他の生徒にもしていなかったかを把握する
周りの生徒の特定	仲裁生徒、傍観生徒、観衆の把握 ・被害生徒以外の生徒から情報を聞くため	仲裁生徒、傍観生徒、観衆の把握 ・より多くの情報を把握するため	いじめに関与していた生徒を把握するため	他にいじめ行為をしていた生徒がいなかったかを把握する

付録B 学校いじめ防止対策全体計画



1 学年	厳しさ・規律のある生徒指導と生徒理解を軸とした「温かい心」のある生徒指導に努める
2 学年	厳しさ・規律のある生徒指導と生徒理解を軸とした「温かい心」のある生徒指導に努め、教師と生徒、または生徒同士の信頼関係を高めていく
3 学年	生徒理解を基本とした指導を心がけ、生徒一人一人に応じたきめ細かい支援や指導を計画し実践する
7 組	温かく、生徒の心に響く生徒指導を展開し、教師との信頼関係を深める



学校いじめ防止基本方針（抜粋）

0. はじめに

本校の特徴である「柏丘憲章」の実践を全ての教育活動の場で意識していく。

- | |
|----------------------------|
| 1 わたしたちは、生命を大切にします。 |
| 2 わたしたちは、みな平等です。 |
| 3 わたしたちは、人の心を尊重します。 |
| 4 わたしたちは、それぞれに自分らしさをのびします。 |

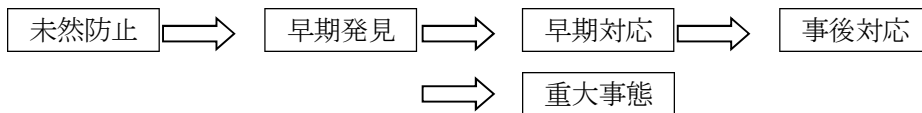
1. いじめ防止の本校での基本方針

教職員のいじめ（他の生徒指導も含）に対する基本方針は以下の通りである。

生徒の様子がおかしいと思った時は、まず行動する。

そのためにも、日頃から行っている「生徒の視野に常に教師が入っている」ことを続け、その上で、さらに意識や精度を上げていく。又、把握した情報や生徒の変化の様子を多くの教職員で共有していく。

いじめの各段階を次のように分け、以下に記述する。



2. いじめの未然防止

いじめを未然防止する取組は、生徒に認めていく声かけを実践していくことにより、「規律」「意欲」「自己有用感」を実感させる。そして、いじめに対する規範意識や自分を向上させる取組へと意識を向け、他者への思いやりを大切なこととし、いじめの発生を防ぐ。

その際、教師主導の「居場所づくり」、生徒主導の「絆づくり」を今まで以上に意識して取り組む。

又、教職員は、いじめに対する基本方針を実践し、教職員の気づきを大切にし、その気づきを複数の教職員で情報共有や判断をし、いじめの未然防止に取り組む。更に、生徒のいじめに対する規範意識の向上やいじめに対する活動のサポートをし、保護者とも連携を取りながらいじめの未然防止に取り組む。

3. いじめの早期発見

日常の生徒観察・情報把握の他に、悩み・いじめアンケートを実施し、それらから得られる情報からいじめの早期発見に取り組む。その場合も、複数の教職員の協力により早期発見を目指す。

4. いじめの早期対応

いじめを把握した時、即時の対応をする。この段階では、他の生徒指導同様に、学年の生徒指導部が中心となり、情報把握や教育相談、生徒指導を実施する。

5. 重大事態への対応

いじめが重大事態の場合、被害側の心のケアを最優先とし、学年からいじめ検討委員会へ連絡する。

6. いじめ検討委員会

いじめ検討委員会は、いじめの情報を把握し、管理職の助言・指導をもって対応する。関連機関への連絡は管理職が行う。

7. 年間計画及び学校全体計画

年間計画は、いじめに対する取組も表記している、年度当初に発行する生徒指導関連の年間計画で兼ねる。

学校全体計画は、正規版の付録 B とする。尚、先述している計画は毎年度更新する。

8. さいごに

日頃、本校で重視している生徒指導の取組の上に、さらに意識を高め取組、いじめに対応する。